

三春町告示第 87 号

平成 30 年 9 月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 8 月 22 日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|----------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 30 年 8 月 31 日（金）午前 10 時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成30年8月31日三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第54号 財産の無償譲渡について

議案第55号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第58号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

議案第59号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第60号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第61号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

議案第62号 平成29年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成29年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成29年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成29年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成29年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成29年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

平成30年8月31日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉	16 番 佐 藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

13 番 影山 常光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年8月31日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑

- 第7 監査報告
- 第8 議案の委員会付託
- 第9 陳情事件の委員会付託
- 第10 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 おはようございます。開会に先立ち報告いたします。13番影山常光君より、体調不良のため本日欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

それでは、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成30年三春町議会9月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番橋本善次君、14番日下部三枝君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月11日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月11日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成30年度第3回、第4回、第5回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、提出議案は、お手元にお配りしました議案第54号「財産の無償譲渡について」から、議案第71号「平成29年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」までの18議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 9月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

最初に、震災関連の事業に関する取組状況であります。仮置場の除染廃棄物は、不燃物につきましては、国の中間貯蔵施設へ9月下旬から搬出する予定であり、可燃物につきましては、葛尾村の仮設焼却施設へ搬出する予定であります。

また、応急仮設住宅は入居者全員が退去した所から順次解体が進められており、平成30年度からは福島県からの依頼を受け、三春町が解体工事を発注する代理施工を行っております。

引き続き、震災からの復興に向け、除染廃棄物の搬出や応急仮設住宅の撤去を進めて参ります。

観光振興では、「三春きたまち蔵」を整備し、観光案内所やアニメ制作のオフィスとしての利用のほか、小中学生を対象とした「三春町アートクリエイター教室」の会場としても利用され、今後、中心市街地の活性化に寄与するものと期待しております。

続いて、第7次長期計画に掲げた6つの基本目標を実現するため、平成29年度に取り組んだ主な施策と決算の概要について説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取組であります。

除染事業では、農業用ため池の除染業務、仮置場の除染廃棄物の管理、放射線量の事後モニタリング調査業務を実施いたしました。

また、ベクレル調べるセンターでの食品検査や学校給食等食材検査のほか、健康管理のため小中学校生のホールボディカウンターによる測定と甲状腺検査、線量計の貸与等を行いました。

さらには、農業用ため池放射性物質対策や農業系汚染廃棄物対策、農作物吸収抑制対策など、農業に関する放射性物質対策事業、また、森林再生事業を実施するとともに、風評被害払拭への取組として三春町産農産物のPRに努めました。

このほか、地域防災力強化のため、防火水槽の改築や地下式消火栓の設置を行うとともに、交通安全対策として危険箇所へのカーブミラー設置、区画線引き工事等を行い、防犯灯についてもLED防犯灯の新設工事、既存防犯灯の維持修繕工事を行いました。

次に、目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取組であります。

幹線道路網の整備、道路維持補修のため、町道四反田富沢線ほか7路線の改良及び舗装補修事業を行い、住環境整備のため側溝改修や生活道路整備事業助成金を14地区に交付いたしました。

老朽化した橋梁等の補修・修繕については、三春西大橋ほか3橋梁の補修調査設計を実施するとともに、町道に架かる橋梁点検事業を行いました。

住宅用新エネルギー整備等では、住宅用太陽光パネルや蓄電池の設置者に対し、補助金を交付いたしました。

町内の空き家の有効活用を図り、町外からの移住及び町内在住者の定住化を促進するため、空き家の改修や空き家を除去し、新たに住宅を建築する者に対し、補助金を交付いたしました。

目標3は「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取組であります。

まず、子育て分野ではありますが、子育て支援課を新設し、子育てサービスのワンストップ化を図るとともに、子育て支援センターを第2保育所から旧中央児童館へ移動し、開館時間を延長するなど利用者の利便性拡大に努めました。また、新たに「産後ケア事業」や「産後ヘルパー派遣事業」を開始し、産婦の身体的機能の回復や、育児不安の解消を図り、安心して子育てができる環境整備に取り組みました。

芸術・文化・スポーツ活動では、三春交流館「まほら」と三春交流館運営協会による自主事業の開催、歴史民俗資料館においては、春・夏の企画展、秋の特別展と冬のミニ展示、さらに「田部井淳子さんメモリアル展」や特別公開「雪村展」を開催し、幅の広いテーマでの誘客に努めました。

スポーツ活動においては、さくら湖マラソン大会が20回の節目を迎え記念事業を実施しました。

目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取組であります。

町民の健康増進のため、国の指針に基づいたがん検診事業の見直しを行い、内視鏡検査による胃がん健診を本格的に導入する体制を整備しました。また、新たに20歳以上の方を対象とした胃がんリスク検診を導入し、がん予防の推進を図りました。

高齢者福祉の充実では、社会参加を通じた介護予防や健康づくりを目的として、高齢者社会参加ポイント制度を開始いたしました。また、平成30年度から3年間のサービスの見込みや予防の取組について第7期介護保険・高齢者福祉計画を策定し介護保険料を決定しました。

障がい者福祉では、障がい者福祉サービスの給付などにより障がい者の生活支援に取り組みました。また、「三春町障がいを理由とする差別の解消を推進する条例」への理解を深めるためのハンドブックを作成しました。

目標の5は「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」の取組であります。

農業振興対策では、担い手育成、経営所得安定対策の推進や、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む組織の支援などを行いました。特に、新規就農者の確保については、新たに1名の就農を見ることができました。

企業誘致等による働く場の確保のため、特区制度を活用した企業支援を行いました。また、工場等立地促進条例に基づく奨励金制度により、4社へ奨励金を交付いたしました。

中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、空き店舗対策として、中心市街地の8店舗へ家賃補助を行いました。

観光振興策では、春に「第3回お城山まつり」、秋には富岡町・葛尾村と共催で「三春秋まつり」を開催しました。また、三春まちづくり公社と連携し、着地型旅行のモデルとなる年間8回の体験ツアーや、田んぼアートスタンプラリーを開催するなど、通年型観光の創造に努めました。

目標の6は「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取組であります。

行財政経営の適正化・効率化を図るため、平成27年度から31年度までを推進期間とした「第5次三春町行財政改革大綱」の目標達成に向けた取組を推進しました。

また、社会保障・税番号制度の導入を踏まえた町民サービスの向上のため、行政証明書のコンビニ交付サービスの充実を図るとともに、引き続き個人番号カード発行等を推進いたしました。

さらには、平成28年度末に策定した「三春町役場庁舎及び周辺関連施設整備基本構想」に基づき、役場庁舎及び町民図書館の基本設計作業を進め、平成30年3月に完了したところです。

次に、決算の概要であります。

平成29年度は、実施した施策でも申し上げましたとおり、子ども・子育てへの支援、定住人口や交流人口拡大につながる取組等に財源を優先して配分いたしました。

歳出決算額は、一般会計が71億6,187万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が47億5,231万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、13億7,566万円でありました。

町債については、平成29年度末借入残高が、一般会計で71億3,200万円、前年比1億5,389万円の減少となりました。水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて29億9,217万円で、前年比3億859万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。

経常収支比率については、91.3%と前年度より2.7ポイント減となり、実質公債比率は7.6%と前年より0.5ポイント増となりました。また、将来負担比率については18.7%と前年より2.0ポイント減となるなど、財政指数はおおむね改善しております。

改めて、議会をはじめ、町民の皆様には感謝申し上げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました議案につきましては、財産の無償譲渡をはじめ、条例等の一部改正、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めること」及び補正予算、剰余金の処分と決算認定であります。

これらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重にご審議のうえ、全議案可決、同意及び承認いただきますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。

..... 議 案 の 質 疑

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第54号から議案第71号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第54号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第57号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第58号「平成30年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第59号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第60号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第61号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第62号「平成29年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第63号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第64号「平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第65号「平成29年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第66号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 67 号「平成 29 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 68 号「平成 29 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 69 号「平成 29 年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題とします。

剰余金計算書・処分計算書(案)、及び収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 70 号「平成 29 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 71 号「平成 29 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

…………… 監 査 報 告 ……………

○議長 日程第 7 により、「監査報告」について、監査委員から、平成 29 年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

村上 代表監査委員。

○代表監査委員 平成 29 年度各会計の決算審査について報告いたします。

監査委員は、私、村上と議会選出の日下部三枝委員でございます。

審査の期間は、平成 30 年 7 月 30 日から 8 月 3 日までの 5 日間であります。

審査の対象は、平成 29 年度三春町一般会計決算から、平成 29 年度三春町病院事業会計決算までの 11 件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された、平成 29 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成 29 年度基金運用状況調書並びに平成 29 年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書について、

(1) 関係法令に準拠し作成されているか。

(2) 計数は正確であるか。

(3) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。

(4) 財政の運営は適正であるか。

(5) 財産の管理は適正であるか。

(6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しました。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書で詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、決算審査意見書の16ページから「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思います。

財政運営全般について

平成29年度は、台風21号の影響により被災した農業用施設や道路の災害復旧などにより、補正予算が5回編成されたが、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されている。

一般会計の歳入額は75億4,036万円で、国庫支出金や繰入金等が減少したため、前年度に比べ9,418万円の減となった。一方、自主財源の6割を占める町税においては、引き続き高い徴収率を維持していることや個人町民税が前年度比1,920万円増となるなど、全体で前年度と比べ4,377万円増となったことは喜ばしいことであります。

また、平成26年度に策定した「第7次三春町長期計画」に掲げる基本目標に則した各種施策や事業に取り組む中、一般会計の歳出額は前年度比4,068万円減の71億6,187万円となり、翌年度に繰り越すべき財源779万円を差し引いた実質収支は、3億7,069万円となりました。

今後も、「第7次三春町長期計画」や平成27年度に策定した「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、関連する他計画との整合性を図りながら各種事業を展開してほしい。一方で、第5次三春町行財政改革大綱及び実施計画に基づいた事務事業の見直しや経費の縮減等を図りながら、効率的な行政運営に努めることを期待する。

特別会計は、国民健康保険特別会計の歳入と放射性物質対策特別会計の歳入及び歳出は前年度を下回ったが、それ以外の特別会計の歳入及び歳出は、前年度を上回った。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努めるとともに、定住促進施策や子育て支援施策等に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、自主財源を確保することにより、財政基盤の安定を期待する。

次に、平成29年度の町債発行額は、前年度比1億260万円減の4億9,590万円となった。町債残高は、定期償還により年度末残高が71億3,200万円となり、前年度から1億5,389万円減少したが、今後もさらなる町債発行の抑制や定期償還に努めてほしい。

最後に、各種財政指標については、経常収支比率が91.3%で前年度比2.7ポイント減となったが、依然として財政構造の弾力性が非常に乏しい状況な

ので注意が必要である。また、実質公債費比率も昨年度比 0.5 ポイント増の 7.6 % となっているため、より一層の改善に向け取り組んでほしい。さらに、財政力指数及び将来負担比率は、徐々に財政健全化の方向に進んでいるが、今後も更なる改善を期待する。

終わりに、今後も限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、決算審査の報告といたします。

..... 議案の委員会付託

○議長 日程第 8 により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第 54 号から議案第 71 号までは、お手元にお配りいたしました付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託並びに全体会審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

..... 陳情事件の委員会付託

○議長 日程第 9 により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

..... 報 告 事 項

○議長 日程第 10 報告事項について、

報告第 5 号「平成 29 年度財政の健全化に関する比率の報告について」

報告第 6 号「平成 29 年度三春町第三セクターの経営状況報告について」町長より報告がありましたので、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

..... 散 会 宣 言

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前 10 時 34 分)

平成30年9月1日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

13番 影山 常光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年9月1日（土曜日） 午前10時00分開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。

三春町議会は、開かれた議会の一環として、6月と9月の定例会の一般質問については、

土曜日あるいは日曜日の開催としておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、省エネ対策の一環として、10月まで「クールビズ」を実施しており、ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

本日は、6名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにしてくださいませう、お願いいたします。

また、会議の様子を録音される場合は、あらかじめ議長の許可が必要になります。今回は1名の方の申し出がありましたので、許可をいたしました。

なお、11月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜、会議の様子を撮影しますのでご了承願います。

13番影山常光君より体調不良のため本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告をいたします。

それでは、脱衣を許します。

..... 一 般 質 問

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう事前通告制をとっております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問をいたします。

まず、第1の質問、町水道水の安全安心についてです。

① 田村市の3月の木村高雄市議の一般質問にて、大越町の住友大阪株式会社・田村工場跡地に汚染土壌約9万㎡があり、六価クロム、ヒ素、フッ素、セレン等が含まれたものであることが明らかになりました。三春町は、この汚染土壌について把握していましたか。

②そこからの雨水は、大滝根川に入り、三春ダムに注がれますが、三春町の上水道の取水口はどこにありますか。また、水道水に問題は起きていませんか。

③三春町としては、田村市に安全対策について万全を期すよう申入れを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上3点質問いたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目ではありますが、おただしの件は、田村市大越町の住友大阪セメント工場跡地における土壌汚染対策法に基づく案件であります。

その経緯についてであります。平成26年に田村市が産業団地整備のため、工場跡地を取得するに当たり、所有者であった住友大阪セメントが土壌の汚染状況を調査した結果、土

壤汚染対策法に係る基準を超える汚染がありました。しかし、特定有害物質の摂取経路がなく健康被害の恐れがないことから、福島県が土壌汚染対策法の形質変更時要届け出区域に指定したものであります。住友大阪セメントが適正に管理していることを田村市を通じて確認しております。

2点目の質問にお答えします。

三春町上水道の取水口は、込木字大志田にある三春浄水場南側で、三春ダムに流入する手前の大滝根川から表流水を取水しております。水道水の水質検査は、水道法施行規則に基づき毎月検査をしております。

おただしの無機物質・重金属類につきましては、毎年7月に検査しており、原水・浄水いずれも基準値以下で問題はありませんでした。

3点目ではありますが、現在、約5万1,000㎡の汚染土壌が産業団地に隣接する一時保管場で保管しているとのことですが、一時保管に当たっては、福島県の指導のもと、遮水シートの敷設や観測井戸によるモニタリングなど安全対策を行っており、田村市からも確認しております。

以上のことから、下流域である三春町の水道への影響は現在のところありませんので、田村市への申入れは必要ないものと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 込木にあります三春町浄水場は、これら六価クロム、ヒ素、フッ素、セレン等を除去できる機能、能力はあるのでしょうか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 お答えします。

三春浄水場は、無機物質、重金属類を除去できるシステムを導入しております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 私は、何度か現場を見て参りましたが、汚染土壌は、山肌に遮水シート、防水シートをかぶせた状態で置かれてありまして、いわば野ざらしの状況でした。大雨が降れば周囲の土がえぐられ、汚染土が露出するのではないかという不安にかられます。そういったものが、我々の飲用水となる川の上流にあることは、浄水場で汚染物質を取り除くことができるとはいえ、不安を感じるのは当然のことだと思います。

私たちが安心して水道水を飲むために、町長も一度ぜひご覧いただきたいと思いますが、田村市に安全対策を早期に行うよう申入れをすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 再質問、再々質問にお答えします。

大変不安であるという趣旨はよく理解いたしました。関心は持って参りたいというふうには思っております。ただ、おただしの中にありました野ざらしというふうな表現につきましては、先ほど説明したとおり、土壌対策汚染法に基づく基準がございまして、表流水あるいは地下に浸透しないよう、きちんとした遮水シートが敷設されておりますので、その辺については実態には合っていないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、関心を持ってそちらの対応に当たっていきたいというふうに思っております。心配をかけないように注意して参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 答弁にもいただきましたように、土壤汚染対策法に係わる基準を超える土壤がそこに存在しているわけですから、近年予想をはるかに超える降水が日本列島を襲っております。年に一度の無機質の水質検査で大丈夫と言われましても、大雨の後の汚染物質流出の不安はぬぐい切れないと思います。

町民の安全・安心を守るためにも、やはり三春町として田村市にやっぱり町民の不安を取り除くような対策をきちっとやっていることを、今以上にきちっと検査体制とか、安全を守るために田村市に申入れを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 やはりここは冷静に対応すべきだというふうに考えております。

想像以上の土砂災害があったらどうするんだということになれば、当然形質が変わるわけですから、流出の臨時のモニタリングもしますし、下流域においては連絡網もございますので連絡入って参ります。そういった場合には、速やかに連絡体制に基づいて、その市町村ごとに測定などをして防衛になるわけですので、心配の点はよくわかるんですが、そういったことをもって今すぐ、今適正に管理している状態の田村市に対して申入れということではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 第2の質問をいたします。

三春町のマスコットキャラクターこまりんについて伺います。

①こまりんは、誕生何歳でしょうか。また、誕生日はありますか。

②当時、製作費はいくらでありましたか。

③こまりんの年間出勤回数は何回ですか。

④こまりんは、町の観光大使・名誉町民などの役職や職務を担っていらっしゃいますか。

⑤今後、さらなる活躍を期待しますが、こまりんがますます町民や観光客の皆様と交流できるように、体操服タイプをつくることはできないでしょうか。

以上5点伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

町のマスコットキャラクターでありますこまりんは、町の特産品である三春駒をベースにしたキャラクターで、2014年から町のPR等に活用しております。

1点目のこまりんは生誕何歳か、誕生日はあるのかとのおたかしについてですが、こまりんは2014年の滝桜が開花した4月11日に誕生しております。

2点目のこまりんの製作費につきましては、商標登録費用を含め約120万円かかってお

ります。

3点目のこまりんの年間出演回数につきましては、昨年度は盆踊りや秋まつりなどのイベントに町として参加したものが16回、ほか団体への貸し出しが8回、延べ24回の出演をしております。

4点目のこまりんが町の観光大使や名誉町民などの役職や職務を担っているのかというおただしにつきましては、そういった役職にはついておりませんが、町のイメージアップに向けた情報発信を行うなど役割を担っております。

5点目の体操服タイプをつくることはできないかとのおただしについてですが、こまりんは、デザインも商標登録しておりまして、角ばった形とする必要があるため、体操服のようなタイプでありますと、それが難しいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） こまりんにぜひ名誉町民となっただき、さらに出演回数を増やして、町民に夢と希望を与えていただきたいと思います。

一つの提案なんです、桜の季節に「こまりんを探せ」と題し、町内に出没してもらい、見つけた方に先着でこまりんのストラップやクリアファイルをプレゼントし、町の観光をさらに楽しんでいただくということはどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

名誉町民になってということでございますが、こまりんにつきましては、マスコットキャラクターの使用管理規定に基づいて出動しているPRの着ぐるみでございますので、特に名誉町民にならなくても十分PRはできて、していきたいと思っております。

それから、こまりんを使ってイベントをというご提案でしたが、大変ありがたいご意見として承っておきたいと思えます。実施等につきましては、関係部署いろいろありますので、検討させていただきたいと思えます。

なお、来年の4月滝桜開花のころには、開花の時期に生誕したこまりんでございますので、ご覧に来ていただいた皆様をお出迎えできるようなことは、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） こまりんは介添え人がいないと動けない体であります。こまりんだけで動き回れ、子供たちとも一緒に遊べるように変身バージョンとして、体操着タイプのこまりんも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 先ほどもお話ししましたが、こまりんの使用管理規定というものがございまして、こちらにはこまりんを使用するときは、補助者を1人以上置かなければならないという規定になっておりまして、動きづらい点がありますので、そのような規定にはなっております。

それから、商標登録が角張った形ということで先ほど答弁いたしました。それで、商標登録とっておりますので、あの形を崩すところまりんでなくなってしまうので、それはちょっと難しいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) さきに通告してあります2点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目ですが、視覚障害者に対する情報バリアフリーの推進についてであります。

視覚に障害のある人全員が点字を読めるわけではありません。多くの方は、主に音声によって情報を得ています。近年では音声で知らせてくれる家電機器なども普及してきています。しかし、紙ペーパーによる文字情報を取得するためには、家族やボランティアによる代読に頼らざるを得ないのがほとんどであります。

文字情報を音声情報に変換できる活字文書読み上げ装置があります。こうした機器を使用して代読など補助者に頼らないで、多くの情報を取得することが大切だと思います。

こうしたことから、次の3点についてお伺いいたします。

- 1 町内の視覚障害者は何人いるのか。
- 2 そのうち視覚障害者用活字読み上げ装置を利用している人は何人いるのか。
- 3 町広報誌などの行政文書への音声コードの添付は、どの程度進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 1点目のご質問についてお答えいたします。

町内で視覚に障害があり手帳を取得している方の数は、今年8月末現在で47名であります。

2点目の質問についてお答えいたします。

活字文書読み上げ装置は、町が実施している「日常生活用具給付事業」において、装置を必要とするご本人などからの申請により給付するもので、対象となる視覚障害2級以上の方は32名あります。このうち給付申請された方は、類似の装置も含め2名であります。

3点目のご質問の、音声コードの添付の現状であります。これまで町の文書としては、平成28年度末に発行しました「第3期三春町障がい者計画書」に試験的に添付しております。当事者の方にご協力をいただき、実際に読み取りしていただいたところ、正しく読み取れないところもあり、まだ本格的な導入には課題がある状況であります。

いずれにしても、町は第3期障がい者計画で定めた基本目標の一つであります「情報バリアフリーの推進」に向け、新たな支援制度や、情報・意思疎通支援用具の開発情報など情報収集に努め、適切な情報提供により、障害者の生活支援につながるよう努力して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) まず、試験的に音声コードを印刷してみたということなんですが、多分、我々にも配ってあります「三春町障がい者計画(第3期)」という冊子だと思うんです。

が、私たちの手元に届いているのが、これですね。これ普通のコピーでなっています。この音声コードの印刷の条件として、まずこういった再生紙を利用した音声コードの印刷物は、不向きであると。あとインクジェットなどを使った印刷物も、なかなか読み取りにくいというふうなことが言われております。こういったことで、まず、どのような試験をしたのか、それをまずお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えしたいと思います。

三春町障がい者計画の書類につきましては、町が独自に担当課で印刷をしております。保健福祉課にあります、音声読み上げコードが作成できるシステムを使いまして、再生紙でない紙等に何度も印刷をして、書面の読み取りをして策定いたしました。

印刷機の性能や紙質などにより読めないことはないんですけども、ばらつきがあるということがわかりまして、どのようにしていけばいいのか試行錯誤をしているところであります。

再質問に対しては以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 試験的に一、二度やってみたという話ですね。それが普及されない一番の要因かなと。読み取りに難があるということなんですが、国のほうも年金受給者には年金振込通知書かな、これには音声コードが印刷されております。こういったことから、もっともっと性能をよくして、増やしていくということが必要だと思いますし、町のこういった広報誌などにもどんどん入れていかないと、その装置自体が普及していかないと思います。

それと、あと実際の視覚に障害のある方がこういった給付事業を理解されているのかどうかという問題もありますので、この辺についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えしたいと思います。

対象となる方がこの給付事業について理解しているのかというお尋ねにつきましては、障害者手帳の申請や交付の機会につきまして、どのようなサービスが利用できるのか、というような情報は個別にご本人にもご家族にも説明をしているところですが、具体的にこの音声読み上げ装置がどういったもので、こういうふうにして使えるとか、そういったイメージをして体験的にその制度を理解しているというところまでは至っていないかと思います。制度上、こういうものが給付が受けられるということについては、理解していてもイメージがついていない方もおありではないかなというふうには思っております。

そうしたことも踏まえて、町としましては、具体的に今議員ご質問でありますその活字読み上げ装置につきましても、新しいタイプの開発がされていたりいたしますので、町も新しい情報の収集に努めますが、その対象となる方にも積極的にそういったものがイメージとして伝えられるよう、いろいろな場の工夫をしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 三春町障がい者計画（第3期）という中で、きちんと置いた装置を入れていくんだ。そして、あと町広報誌などの町の情報も、音声コードを入力してどんどん広げていくんだというふうな計画になっております。

ですので、町の広報誌、一番はやっぱり「広報誌みはる」ですか、ああいったものにどんどんこの音声コードを入れて、まず、音声コードを入れていく。そのことによってこういった装置が普及をされるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたように、現段階で試行錯誤しているところでございますが、さらに検証して実用的に活用できるよう進めていきたいと考えております。段階を追って広報誌等に早くそういった形ができるよう努めて参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○6番（鈴木利一君） 2点目ではありますが、障害者雇用の就業促進についてであります。

今、マスコミなどを非常ににぎわせている問題であります。中央省庁や地方自治体が法律で義務づけられた障害者雇用率を水増ししていた、という批判が今かなり出ている問題です。

障害者雇用促進法では、民間企業や行政機関に対し一定割合以上の障害者を雇うよう義務づけております。ことしの4月からは、その雇用率が民間で2.2%、国や地方公共団体で2.5%、教育委員会で2.4%とされております。民間企業の場合、基準を達成できなければ、納付金を徴収される。また、企業名を公表されるなどの罰則規定があります。

一方で法定雇用率を上回る企業には、調整金が支給されるということになっております。これに対して、地方公共団体に対しては、法定雇用率は一段高目に設定されているんですが、罰則規定がありません。これは、地方公共団体が民間企業への手本となるべきであると、それが重要な役割であるというふうなことで役所の責任は非常に大きいものがあります。

民間の手本となるべき三春町では、この法定雇用率を確保されているのか、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく報告については、毎年6月1日現在で行うこととされており、平成30年の三春町における障害者雇用率は2.92%、三春町教育委員会は3.85%と、ともに法定雇用率を上回っている状況にあります。今後も障害者の雇用促進に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 今、マスコミなんかで非常に問題になっているのは、この障害者手帳を確認しないで、この雇用率のほうに算定をしてみたという問題なんですね。そういったことで三春町では、この障害者手帳の確認をしたのかどうか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 町では全員の手帳を確認してございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） まず、地方公共団体と教育委員会が別々に規定されているわけですね。片方は2.5、片方は2.4というふうにされているんですが、それについてどのように理解しているのか。ということは、人事異動などで片方に寄った場合、法定雇用率が確保されないんじゃないかというふうな危惧があるんですが、そういった人事異動との係わりも含めてどのように理解しているのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 パーセントにつきましては、関係機関のほうに調査しましたところ、教育委員会2.4というのは、都道府県等の教育委員会に該当するということで、三春町の場合、地方公共団体のほうの2.5を適用してくださいということでございましたので、両方2.5という形になっております。

人事異動につきましては、職員の数も限られておりますので、適正に雇用率が向上できるように配慮はしていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） この障害者雇用促進法ですね。これについては、2021年にまだ雇用率が変更されるんですよ。それでは、公共団体で2.6%に引き上げられるということになっていますので、この辺の今よりも引き上げられると、雇用率はね。三春の場合、上回っているからまだなんですが、こういった引き上げられるということに対する考え方、ちょっとお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 議員おっしゃりますとおり、平成33年4月より0.1ポイント上がるということで通達が来てございます。今後は、職員のほうの退職等もありますので、法定雇用率の推移を見ながら、障害者を対象とした職員採用試験等も検討しながら、人事採用をしていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番（新田信二君） ただいま議長から許可がありましたので、さきに通告してあります3件につきまして質問いたします。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問、町道整備・補修・舗装の改修工事について。

各地域の町道は、県道・国道につながっているため、通行車両が多い町道は破損も早く、特に道幅の狭い町道は、側溝もなくひび割れ、陥没等が通年を通し発生しているのが現状です。今後の維持管理に伴う3点について質問いたします。

1つ目、町道路線は、1級・2級路線、その他に区別されているが、町道はもともと簡易舗装工事の道路が多く、重量車両、大型車両の通行により、破損、ひび割れ、陥没する道路も少なくありません。地域からの要望も通年を通し、同じ場所が破損する傾向が多いと聞いていますが、そのような道路について今後の対応、修繕計画をお伺いいたします。

2つ目、通学路である町道に、歩道もなく、道幅も狭く、中型・大型車両が県道・国道から近道として侵入しているが、規制はできないのか。

3つ目、町道で側溝がない勾配地、低い場所には大雨の際には、道路が川となり土砂等が流れ、そのたびに道路・側溝に土砂がたまる問題が起きています。今までの対応と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えします。

1点目ですが、町道につきましては、建設からかなりの年数を経過している路線が数多くあり、それに伴い舗装の破損、ひび割れ箇所が数多く点在している状況であります。全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、町では、三春町公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって、更新等を行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとしております。

幹線町道につきましては、この計画に基づき効率的・効果的に舗装の長寿命化対策を実施しているところでございます。しかしながら、路線の優先度により実施していることから、緊急に舗装の補修が必要な箇所については、応急的な舗装補修で対応しているところでございます。

また、その他の町道で、主に生活道路として利用されている町道につきましては、生活道路整備事業を利用させていただくなど、地区とも協議し、協働による道路の保全に努めているところでございます。

限られた予算の中で、最大限の事業効果が発揮できるように舗装の長寿命化対策に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2点目ですが、車両の進入禁止などの交通規制につきましては、公安委員会が行うため、道路管理者が規制を行うことはできませんが、そのような箇所につきましては、注意喚起の看板等を設置するなどの対応を行いますので、ご相談いただきたいと思います。

3点目ですが、大雨によって道路や側溝に土砂がたまった場合については、町が直接、土砂の撤去を行う場合と、業者に委託して対応する場合があります。大雨によりたびたび道路や側溝に土砂がたまる箇所につきましては、土のう等を設置し土砂が流入しないよう事前の対策を講じて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 1番の1つ目ですが、応急的な舗装、補修は理解できましたが、町の考えで、効率的、効果的に舗装の長寿命化対策の実施をしているみたいですが、内容的にお伺いします。

2つ目、道幅が狭い道路では、通学時間帯だけでも中型、大型車両の迂回路等の対策が必要に地域には申しております。公安委員会が担当していることですが、申請はどのように、どこが行うべきなのか、お伺いします。

3つ目、今までに土砂がたまった場所、点検、改修は終了しているのか、また、土のうの

今までの調査した上での場所に年間通して設置となるのか、それとも大雨台風の予報の事前に仮置きなのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 再質問にお答えいたします。

同じ場所を何度も応急的にパッチング等で舗装・補修していることから、通行に支障を来している場所につきましては、安全性などを考慮し、部分的な改修工事を各区長さんと連絡を密にとりながら随時行うことで、そういった解消に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

それから、2点目の公安委員会への申入れでございますが、町担当部と窓口になって、それぞれ公安委員会のほうに地元のほうからお願いするようになろうかと思っておりますので、関係部署との連絡をとってそれぞれつなぎたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、3点目でございますが、たびたび被害を受ける箇所につきましては、事前にパトロールを行い調査しまして、あらかじめ土のうを積むなどの予防的な保全措置を施すことで対応して参りたいと考えております。

なお、年間を通して土のうを設置するかどうかにつきましては、設置場所ごとの状況によって対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 今後、高齢者がますます進む中で、町道は毎日の生活道路であり、朝晩の高齢者の散歩等に使う道路でもあります。通行車両には余り影響はないんですが、歩行者にとっては、陥没等は特に危険な道路であります。

災害以外は、町道は破損すれば補正予算及び予備費の対応で修繕が必要となりますので、町の予算もかかります。それで、再度、狭い道路、やはりひび割れ等の起きる道路は、なるべく2トントラック以上の通行禁止対策とか、再度、道路を調査しながら検討してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、迂回路等の対応につきまして、注意喚起の看板等の表記を工夫するなどして対応して参りたいと考えておりますので、ご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○1番（新田信二君） 第2の質問に入ります。

愛姫生誕450年記念の年を迎えて、今後の取組みについてお伺いします。

その前に、大変私のミスで、愛姫の孫の名前が「忠良」というふうになっていますが、正確には「宗良」ということで訂正させていただきます。

三春城主の田村清顕の一人娘の愛姫が三春町で生まれてから今年で450年の節目を迎えました。独眼竜伊達政宗の正室となつてからは、一度もこの生地の三春町には戻ってくるこ

とはありませんでした。坂上田村麻呂の子孫であり、父の田村清顕との思いを2代仙台藩主の忠宗に託し、忠宗は子供の宗良が田村の名跡を継承したことで、愛姫は父、清顕との約束を果たすことができました。

中世から近世の時代を生きた愛姫の歴史を今後、三春町はどのように次世代へ継承していく考えか、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

愛姫の生涯につきましては、議員ご質問のとおりでございます。歴史に翻弄され、さまざまな困難の中でも仙台藩62万石（伊達政宗）を陰で支え、生家田村家の安泰と再興を願ひ、それを成し遂げました。いわば、城下町三春の基礎をつくった一人と言えるかと思ひます。

三春町観光ビジョンでは、観光資源の磨き上げを掲げており、愛姫は歴史的、人的資源として、数多い三春町の偉人の中でも女性ナンバーワンと言えるかと思ひます。

今年生誕450年を迎えたことから、今後も引き続きPRを進めていくこととしており、町外はもちろん、町民の皆さんに対しても愛姫を再認識していただくとともに、特に、次世代を担う子供たちにも、キャラクターなどを通してPRを図り、ふるさと故郷の誇りとして愛姫を理解していただけるよう、努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 今年450年の記念の年を迎えてイベントを開催中でありますが、今後は10年の節目での記念イベントでよいと思ひます。ただ、来年から何らかの形で愛姫ということを残していかなければならないと思っております。

例えば、町の中に記念写真用の顔出しパネルとか、よく観光地で見られますが、またあと、三春町で休憩用に使っていますベンチに愛姫のイラストを取りつけるとか、愛姫の里三春町を、演出を今後検討すべきと思っております。

また、現在、活躍中の愛姫ラッピングカーは、できれば使えるまで使っていただきたいと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 2点ほどご質問をいただきました。

初めの、今後の取組みの中で、例えば、記念写真用の顔出しパネル、あるいはベンチに愛姫のイラストを施したベンチの設置についてでございますが、顔出しパネルについては、議員おただしのとおり、観光地あるいは駅、そういったところに設置がなされており、人気もあると伺っております。

また、ベンチにつきましても、ほかの自治体等でもさまざまな個性的なベンチも置いてあるところもあるやに聞いております。

これらの設置につきましては、設置の場所やら箇所、あるいはその内容、それと設置に当たって、例えば、行政だけではなく、民間の力などもお借りしながら今後検討を進めていければというふうに考えております。

それから、2つ目の現在、運用しております愛姫のラッピングカーでございますが、こちらにつきましては、これまで公用車として町内外への出張あるいは各種のイベントなどにも

活用して参りました。来年度以降につきましても、こちらにつきましては、引き続き活用が図られますように積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○1番(新田信二君) 第3の質問に入ります。

三春町の長寿社会における健康づくりについて。国民生活基礎調査によると、同居中の介護者と要介護者の年齢構成について、自宅での介護者が65歳以上が74%で、75歳以上の介護者が40%と過去最高の割合となっていて、家庭内の介護をめぐる状況が年々厳しくなっていることが伺えます。

生活習慣病が増加している中で、健康で自立して暮らすことができること、「健康な寿命」で生活することが高齢者と社会にとって豊かな長寿社会が達成できることと思います。

今、三春町は、健康寿命日本一を目指している中で伺いいたします。第6次三春町高齢者福祉計画の「高齢者いきいきプラン6」の取組みの結果について伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

三春町の高齢者福祉計画につきましては、3年ごとに見直しを行い、今年度は第7次計画の初年度であります。平成27年度から平成29年度までの第6次計画におきましては、4つの基本方針として「生きがい対策の推進」「健康づくりの推進と介護予防」「地域における支えあい体制の整備」「介護が必要となった場合の支援体制の充実」を上げ、目標達成のため各種事業に取り組んで参りました。

第6次計画における高齢者の健康づくり事業の推進として、一つに、まちづくり協会を単位とした健康づくり教室等の開催、二つに、町の健診の受診率向上、三つ目は、参加しやすい住民主体の場づくりのための組織づくりを上げて取組いたしました。

まちづくり協会単位の取組では、岩江地区や中郷地区、中妻地区のスクエアステップ教室の定期開催や、高齢者栄養教室の開催、高齢者の「いきいき百歳体操」などに取組していただけるようになりました。

次に、健診受診率の向上としては、平成26年度の特定健診受診率35.7%が、平成29年度は48.6%となりました。

また、参加しやすい住民主体の健康づくりの支援としては、介護予防や運動・食生活の推進に係わるボランティア養成講座を開催し、昨年度末までに養成した人数は、介護予防サポーター56名、スクエアステップリーダー53名、ヘルスメイト33名となりました。これらのボランティアリーダーが、各地区まちづくり協会主催の健康づくり事業に協力したり、サークルを組織して定期的に活動をするなど、地区や個人のできる範囲で地道に活動をしていただいているところであります。

各種介護予防教室を実施し、にこにこ元気塾の年間延参加者数は、平成26年度は6,958人に対し、平成29年度は7,311人と増えております。

こうした活動の結果、26年度末の要介護認定率は17.4%に対し、平成29年度は17.2%となっており、ほぼ横ばいで経過しており、一定の効果が得られたものと考えております。

少子高齢化が進む中、介護者も就労し社会の担い手としての役割が求められており、高齢者が健康で自立した生活を少しでも長く維持できることが、本人・家族双方の切なる願いであるといえます。

町としましては、介護が必要になっても安心して暮らせるために必要なサービスを確保すると同時に、介護を受けずに自立した生活を維持できるように、今後も積極的に介護予防を図り健康寿命の延伸のため、高齢者が地域社会に積極的に参加できる仕組みづくりに取り組んで参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 三春も介護保険事業の中で高齢者いきいきプラン6の事業に取り組んではきていましたが、他市町村においてはさまざまな難しい問題が発生し、解決に向けた取組に時間がかかっているとのことですが、介護サービスも日々の人と人とのかわり合いのため、さまざまなトラブル、問題が発生するようです。内容的には、個人情報もありますので説明は差し控えさせていただきます。

三春町において今後、居宅サービスから施設サービスを含めて、トラブル、人的問題等が万が一発生した際の対処方法等の準備はあるのかどうか伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

介護サービス利用上のトラブルの対応の準備ということのご質問ですけれども、介護認定を受けられた方が希望するサービスを利用する場合には、利用者として介護事業所の間で契約を結ぶことになっております。この際、契約やサービス利用に関する重要事項について書類をもって説明することや、その重要事項の中に苦情対応窓口について定めておくよう義務づけられております。

サービス利用についてトラブルや苦情などが万が一あった場合は、利用している事業者や担当しているケアマネジャー、あるいは町の地域包括支援センターや保健福祉課窓口など身近な窓口にご相談いただけることとしております。

さらには、県や国保連合会にも専門の相談窓口がありますので、安心してご相談いただきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 3年ごとに作成される市町村介護保険事業計画、高齢者いきいきプラン6から今年度に継続していますいきいきプラン7の取組の中で、見直しと課題整理を含めた新たな取組み方があれば伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第7次計画での課題整理やら取組というご質問ですけれども、7次計画における課題整理としましては、5つの課題を上げてございます。

1つ目は、地域での社会参加の推進ということで、各自が生きがいを感じられる活動を見つけ、自分に合った社会参加ができるために、地域の資源を生かしながら地域の方とともに多様な機会をつくっていくことと考えております。

2点目は、要介護予備軍となる方への介護予防の展開、3つ目としましては、地域支え合いや見守りの強化、4つ目は、生活支援サービスの担い手となる介護支援ボランティアの育成、5つ目としましては、地域で医療、介護を受けながら生活できるだけの支援の仕組みやネットワークづくりとしております。計画には5つの課題を上げて今後取組みをしていくこととしております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 三春町は健康寿命日本一を目指していますが、全国で今後の超高齢化社会における問題を抱えている中で、三春町のこの健康寿命日本一より高齢者はもとより家族、地域の理解、協力を求め、さらなる健康寿命日本一を掲げ、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

内容的には町長から説明を受けましたが、やはり今、いろんな面で家庭が協力者でなければ、高齢者もなかなか健康寿命は継続できません。そういった点で今ひとり住まいの高齢者が非常に増えている中において、町はどのように支援していくのか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 健康寿命を延ばすための町の取組、特にひとり住まいの高齢者の方に対してというご質問であります。

ひとり住まいの方も含めて健康寿命を延ばすためには、健康の保持、増進ということが必要となっております。生活習慣の予防や高齢になっても自立した生活を保つために必要な運動習慣、食生活、社会参加の活動の推進などございますが、町では健康増進計画の第2次計画も定めております。そうした中身で健診の取組みなど各種施策に取り組んで参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2点について質問させていただきます。

まず、1点目、QRコードを使い認知症・徘徊対策について。

QRコードが生まれた背景には、認知症などを患う高齢者が行方不明になり、保護されたものの、場合によっては自宅へ戻ることができないといった問題や徘徊をしてしまう高齢者を探し回る家族に、大きな負担がかかっていることなどがあります。

QRコードには、徘徊の可能性のある高齢者自身の名前や電話番号を登録することができます。もし個人情報の登録が心配される場合には、住んでいる自治体の名前や、また市町村名を登録されていれば、身元確認につながる可以说是ということでもあります。

そこで、一つ質問させていただきます。高齢化が進む中で、認知症の徘徊はご家族や地域住民にとっては、とても重要な問題であります。

そこで、認知症の徘徊について、町ではどのように認識しているのかお尋ねいたします。

○議長 第1の質問についての当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 4番議員のご質問にお答えします。

認知症高齢者につきましては、国の推計によりますと2025年には高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、徘徊等による認知症高齢者の行方不明数も年々増加している状況であります。

昨年度1年間に、町の地域包括支援センターに寄せられた認知症徘徊等に関する相談は7件ありました。幸い行方不明に至った事例はありませんでしたが、こうした相談は今後増えると予想をされます。

認知症高齢者等が行方不明になった場合は、家族から警察への捜索依頼はもちろんのこと、町に対して協力依頼がある場合は、地元消防団等への協力要請や防災無線等による協力の呼びかけなどの対応をすることになります。

また、日ごろから地域包括支援センターが総合的な相談窓口となり、個別の状況に応じて、必要な医療や介護サービスの利用支援や、関係者との情報共有を図るネットワークづくりなど、きめ細やかな支援を行っております。

さらに、認知症高齢者の見守りや支援は地域全体で行う必要があることから民生児童委員の方々をはじめ、警察や消防関係者との連携を図るとともに、町内郵便局等と「高齢者等見守りに関する協定」を締結しているところです。

高齢化が進展していく中で、徘徊の問題も含め、認知症高齢者への対応はとても重要な課題であると認識しています。認知症になっても住みなれた地域で安心して生活できるようにするためには、地域の見守りや声かけは欠かすことのできないものであります。何より、互いに支え合う地域づくりやコミュニティのつながりが、ご本人の安全確保や介護家族の負担軽減を図る上で、とても重要であると考えております。議員おただしのQRコードも含めまして効果的な見守りのあり方についても、支え合いの地域づくりの一助として、工夫や検討が必要であると考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 町としてもこの高齢化が進展していく中で、徘徊の問題も含め、この認知症、高齢者への対応はとても重要な課題であると認識しているということでありました。

この福島県内のこの21のこの市町村でQRコード活用見守り事業を行っております。この一つの例として、福島市では平成29年7月から平成30年7月末までのこの1年間で109件の申請があり、そのうち4件が保護につながっているという実績がありました。認知症の人を支える地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

三春町で取り組んでいることとして、認知症の方も地域の方も集えるような居場所づくり、これは三春町病院内において、毎月第1木曜日にオレンジカフェさくらを開催していただいております。

また、この認知症のこの理解を進めていただくためのこの認知症サポーター養成講座、これには1,000名を超える方々に講義を受けていただいております。

この方々にもぜひこのQRコードの必要性を周知していただき、今後の高齢者徘徊の見守りの一つとしてQRコードを活用していくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長　QRコードが効果的に三春の町で活用できるためには、どのような環境づくりや準備が必要なのかということも含めまして、先進事例も参考にしながら検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　第2の質問を許します。

○4番(松村妙子君)　2件目の質問に入らせていただきます。

ことし6月18日の朝に発生した大阪府北部を震源とする地震で、登校途中の女子児童が学校のブロック塀の下敷きになって亡くなるという、大変に痛ましい事故が発生いたしました。

学校施設や学校周辺の通学路のブロック塀、また、その他の危険な箇所の点検に基づいて安全対策を早急を実施して、児童生徒の登下校の安全・安心を確保する必要があります。

そこで3点について質問いたします。

1 「学校・幼稚園・保育所施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」において、安全性に問題のあるブロック塀等を有する箇所は何か所あったのか。

2 2つ目、学校の防災に基づいて、改めて通学路を確認するべきと考えますが、どうでしょうか。

3 3つ目、通学路に面している民間のブロック塀等が、安全性に問題がある場合どのように対処されるのか、お尋ねいたします。

○議長　第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長　1点目のご質問についてお答えいたします。

6月18日のブロック塀倒壊事故の発生後、各校に赴き現地調査を実施しております。ブロック塀を有する学校等については、小学校が1校1カ所、幼稚園が1園1カ所ありましたが、ともに建築基準法施行令で定める構造を満たしており、安全性に問題のあるブロック塀はありませんでした。

2点目について、各校においては、学校だけでなくPTAや地元の方々のご協力をいただきながら、通学路の安全マップ等を作成しております。危険性がある場所については、子供たちや保護者への周知も行っております。

今後、通学路の安全性をさらに高めることを目的とした「登下校時における緊急合同点検」を関係機関とともに実施することになりますが、危険性のあるブロック塀についても再確認をしたいと考えております。

3点目について、現在、各校の通学路安全点検によって判明した老朽化したブロック塀設置を含む危険な場所につきましては、通学路の変更等を行う等の対応をしております。

なお、民地に設置のブロック塀の対処につきましては、関係課と連携し対応策を講じて参りたいと考えております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君)　この3点目についてなんですけれども、この民地に設置のブロック

塀の対処については、関係課と連携し対応を講じていくということでありましたが、この国の支援補助として安全交付金等の対象とする中にこのブロック塀撤去支援にも使えるという内容がありました。この民地に設置のブロック塀等については、この全額支援していくべきと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 危険性のあるブロック塀の撤去については、私有地内の構築物が対象になることから、所有者の協力というものが必要不可欠になります。制度上の支援措置、そういったものについても現在さまざまな角度から検討中でございます。具体的には、費用の経費補助等につきましては、その対応に向けての補助要綱の制定、それから、当然予算化が必要となりますので、そういったものについても検討して参りたいと、そのように考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで申し上げておきたいと思います。

一応、12時に休憩を入れますので、次の一般質問の方が途中で休憩と、こういうこともあることを申し添えて始めていききたいと思います。

11番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

○11番(小林鶴夫君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました町営住宅の現状と将来について質問いたします。

町のホームページを見ますと、町営住宅として公営住宅が33棟290戸、特定公共賃貸住宅が4棟28戸、町単独住宅が2棟3戸、合計39棟の321戸あります。

最初に、公営住宅、公共賃貸住宅、町単独住宅はそれぞれどのように異なるのですか。

2番目、現在の入居者は何棟、何戸ですか。入居率は全体で何%あるのでしょうか。

3番目、建築後耐用年数を過ぎても利用しているのは、何棟、何戸、全体で何%ですか。

4番目、ここ2、3年で耐用年数を迎えるのは、何棟で何戸ありますか。

5番目、公営の舞木団地は今後何年ぐらい利用する予定でしょうか。

6番目、舞木団地を将来再建する時には、35歳未満の既婚者を入居させ、子供が生まれるたびに家賃を低減し、若者住宅として活用すれば、人口の増加も見込めますので検討する値があると思いますがどうでしょうか。

7番目、最後に町営住宅に対してこれからの町の方針をお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えします。

1点目ですが、公営住宅は低額所得者に対して低廉な家賃で供給するもので、入居の際に所得が一定基準以下であることや、立地条件や経過年数のほかに所得に応じて家賃が区分され、毎年見直しがあります。特定公共賃貸住宅は中堅所得者を対象としております。入居の際に所得が一定範囲以内の条件があり、家賃は定額となっております。町単独住宅は国の補助を受けないで建設されたものであります。

2点目の入居率ですが、平成30年8月29日現在で、政策的に空き家としている戸数を除くと、公営住宅は33棟250戸で入居率は97%であります。特定公共賃貸住宅は4棟21戸で入居率は75%であります。町単独住宅は2棟2戸で入居率は100%であります。

3点目の耐用年数が過ぎている住宅ですが、公営住宅は11棟35戸で全体の12%であります。特定公共賃貸住宅は該当がありません。町単独住宅は2棟3戸で100%であります。

4点目の2、3年で耐用年数を迎える住宅ですが、公営住宅は13棟62戸であります。特定公共賃貸住宅は該当ありません。

5点目の舞木団地の今後の予定ですが、舞木団地は昭和50年に新築し43年が経過しており、まもなく耐用年数の45年を迎えますが、財政状況等を勘案し、当面維持管理に努め、建てかえ時期を延伸させたいと考えております。

6点目の舞木団地を再建設する際のご提案についてですが、公営住宅法では、入居対象者が低額所得者で同居しようとする親族があることと定められていることから、ご提案のような両親が35歳未満のファミリー層も想定していると考えられます。また、子供が生まれるごとに同居親族控除が増えて家賃が低く抑えられる制度になっております。なお、町独自の入居資格の法定要件を加重することもできますが、法の趣旨の観点から、年齢制限等により入居対象者の範囲を縮小することはできません。

7点目の町営住宅に対してのこれからの町の方針につきましては、少子高齢化、人口・世帯数の減少など社会情勢の変化に応じた計画的な建てかえ及び用途廃止を行っていく必要があります。そのため、予防保全的な修繕計画を行い、更新コストの削減と事業量の平準化を図り、長期間にわたって安全で快適な住まいを提供していく方針であります。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番（小林鶴夫君） 私がなぜこの質問に至ったかについては、昨年、平成29年度の新生児、いわゆる赤ちゃんの人数が85人だからと知ったからでございます。100名を割ってしまっております。このままでは、減少の一方になる気がしたからでございます。子供の減少は、町の将来に大きく変わる気がするからです。

入居率については、今の答弁のとおりです。公営住宅が97%、それから、特定公共賃貸住宅が75%、町単独住宅が100%ということで、特定公営賃貸住宅がちょっと増えていますが、全般的にはそれなりの数字になっていると思います。

そこで、この1点目の質問で、公営住宅とか、それから、特定公共賃貸住宅というのは、国の補助でやるという答弁ですけれども、いわゆる国ではなくて県の補助でやるのかどうかお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 再質問にお答えいたします。

公営住宅、それから、特定公共賃貸住宅とも国の補助でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番（小林鶴夫君） 舞木の団地についてちょっとお伺いしますけれども、舞木の団地は、築45年をそろそろ迎えるということですのでけれども、今後どのぐらい使用されるのか。簡単にはいかないと思いますが、わかったらお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 舞木団地、今後どの程度維持管理していくのかというご質問だと思いますけれ

ども、耐用年数が近づいておりますので、なるべく改修工事等を行い、長寿命化を図り、維持していきたいと考えております。

具体的に何年というのはなかなか申しわけありませんけれども、財政状況、そういったものの、ほかのことも総合的に判断して建設時期等については見極めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番（小林鶴夫君） 舞木団地については、まだまだこれから使うということでございますけれども、現在、あその団地は国道288号線の郡山との境の近くの坂道を上ったところにあるんですけれども、288号線からは立て看板しか見えませんが、立地条件が極めて恵まれた住宅だと思います。古くは、旧岩江中学校の敷地の跡地と聞いておりますが、広い敷地に、現在4棟の建屋に20戸の住宅があります。敷地面積は、全体で何㎡あるか、ちょっとわかりませんが、現在の20戸では敷地の利用率が極めて低いと思います。恵まれた立地条件で20戸では余りにももったいないと思います。現在の数字、状況を見ても、さらに何か整備をすれば住宅が建つんじゃないかと、これは素人考えですけれども、そういう気がいたします。

あその団地にそういうことを追加するということとはできないものでしょうか。ちょっとお答えお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

舞木団地は、おただしのとおり、4棟20戸ということで現在管理しておりますが、耐用年数がまもなく迎えますので、あいたところから申し込みを受けない、いわゆる政策空き家としております。解体するには、1棟5戸入っていますが、全部退去しないと解体できませんので、全部あいたところから1棟ずつ解体して現在の状況になっております。

既に、以前1棟解体したものですから、ある程度広い部分があるかと思えます。そういったところの活用をしてはどうかというおただしだと思いますけれども、全体的な土地利用を図って、見直しを建て替える際にはしたいと考えておりますので、今あいたところだけを活用するというのはなかなか有効な土地利用が図れないと考えておりますので、全体が更地になってから計画をしたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番（小林鶴夫君） 実は、昨年、ちょうど1年前の9月の定例会で、まち・ひと・しごとの総合戦略について、この若者住宅についてもちょっと議論いたしました。

そのときの町長の答弁では、現在、各地区に若者向け団地を造成し、子供の世帯を誘致することを基本的な考えとして住宅団地の可能性の調査を行っているとの答弁がございました。その後の経過について、経過と現状についてわかれば町長より答弁をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長 質問者に申し上げます。質問事項と趣旨が大分違ってきておりますので、もう一度、質問があればお願いをしたい。

小林鶴夫君。

○11番（小林鶴夫君） 要は、昨年1年前の一般質問でもこのこと、子供を優先させると

いうんですか、35歳未満の既婚者を対象に、これは具体的には磐梯町というところがやっ
ていて、うまく成功しているかなという例で取り上げたわけなんですけれども、そのときの
答弁として現在各地に若者向け住宅を造成し、子供のいる世帯を誘致することを基本的な考
えとして住宅団地の可能性の調査を行っているとの答弁をいただいております。この1年間
でどのような経過と現状どうなっているかということをお聞きしたいという趣旨でございま
す。

○議長 質問者に申し上げたいんですけれども、あくまでも町営住宅に関しての通告であり
ますので、町全体の住宅問題についてということになれば趣旨が違ってきていると。ただ、
町営住宅の中で若者の問題も若干質問としてはあるようですので、その部分についてならば
わかりますけれども、今の質問については、町全体的な団地造成の質問になりますので、そ
の辺を整理をして、もしあれば再度質問をしていただきたい。

小林鶴夫君。

○11番（小林鶴夫君） 今、ご指摘の町営住宅以外がということですが、昨年の議
論したときも、町営住宅で磐梯町がこういうことをやって成功しておりますので、私の頭の中
では町営住宅というふうに考えておりますので、ちょっと議論がかみ合わないところがあ
るかもしれませんが、もし現状がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 当局の答弁として町営住宅並びで答弁あれば、なければいいですけど、あれば許し
ます。

鈴木町長。

○町長 お答えいたします。

少子化が進んで、各学校が少人数になって、いろんな課題が出てきているわけでありま
す。できるだけそれらを解消したいということで、町内の各小学校学区ごとに住宅用地の可能性
調査をいたしました。その結果、今、御木沢地区の四合田地内、ここに住宅団地造成をしよう
と、ということで、もう既にスタートをしたわけでありまして、そんなことで、
今後順次、各小学校区ごとにこの調査結果を踏まえて小規模、中規模、いろいろその場所によ
ってあるかと思っておりますけれども、そんな施策を講じて参りたいと、こういうふうなことで
進めております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 ここで休憩をいたします。開会は、午後1時にいたします。

……………・・ 休 憩 ……………

（休憩 午前11時52分）

<休 憩>

（再開 午後1時00分）

……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩を閉じ再開いたします。

○議長 15番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番（影山初吉君） さきに通告しておきました2件について質問をいたします。

まず、第1点、待機児童対策と第2保育所の今後の運営について伺います。

1点、現在、三春町には、待機児童が何名おりますか。

2点、待機児童の解消対策について伺います。

3点、来年10月より保育料無償化になると聞いていますが、そうなった場合、待機児童が増えてくると思われますが、どのように対処されるのか伺います。

4点、1から3までの対策を踏まえ、第2保育所の今後の運営のあり方について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

初めに、三春町における待機児童数についてですが、現在、三春町には0歳児3名、1歳児1名、合計4名の待機児童がおります。

これら待機児童の解消につきましては、町の最優先課題であると考えており、ゼロ歳児保育を実施している第2保育所を増改築して、受け入れ定員を増やす対策を検討しております。

次に、来年10月から実施される国の保育料無償化についてですが、これは、3歳以上の子供については、保護者の所得に関係なく保育料を無償とし、0歳から2歳までの子供については、年収約250万円未満の住民税非課税世帯のみを無償化するというものでございます。

三春町におきましては、国の保育料無償化により、3歳以上の子供については待機児童が発生する可能性は低いものの、0歳から2歳までの子供については、影響が及ぶものと考えられるため、第2保育所の増改築に当たっては、保育料の無償化による申込件数の増加分を勘案して、定員設定を行いたいと考えております。

最後に、第2保育所の今後の運営のあり方についてのご質問ですが、待機児童対策として、第2保育所を増改築し定員数を増加しても、保育士を確保することが極めて困難な状況にあります。

こうした運営上の問題を解消するため、第2保育所においても来年、平成31年4月より指定管理者制度を導入して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番（影山初吉君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

31年4月より公設民営化、すなわち指定管理者制度を導入するということですが、1点目、来年4月より導入ということですが、タイムスケジュール的に大丈夫なのかと、時間的に大丈夫なのかということが1点。

2点目、指定管理者選定は公募にするのか、非公募にするのか伺います。

3点目、第2保育所増改築をしますよということですが、これは最小限に食いとめるべきだと思います。なぜなら、将来の構想として、第1、第2保育所を一緒にして幼保一元化を図る。旧三春中学校跡地に構想がありますが、そういう移転の検討もあるやに聞きます。そういう中で最小限に抑えるべきだと思いますが、その辺を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

まず、第1点目のタイムスケジュールの関係でございますが、4月までということで、残り7カ月余りのタイムスケジュールとなりますが、速やかに指定管理者選定検討会において、指定管理者としてふさわしい候補団体の選定をまずは進めていきたいというふうに考えています。

あわせて保護者の方々への説明や関係機関との協議などスピード感をもってこれから取り組んで参りたいというふうに考えております。

なお、進捗状況につきましては、随時、議会のほうへも報告をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

2点目になりますが、選定方法についてのご質問でした。公募とするのか、または非公募とするのかという選定方法についてですけれども、こちら指定管理者の選定の検討会において、その妥当性について意見の集約を今後図って参りたいなというふうに考えております。

3点目の質問でございます。コストの関係でございますが、今回の待機児童対策につきましては、応急的な対応であるというふうに認識をしておりますので、少ないコストで最大限の効果が発揮できるような、そのような取組をして参りたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 2件目の質問に入ります。

三春町保育所、幼稚園のあり方について。

三春町教育委員会で平成25年3月に三春町保育所、幼稚園のあり方(構想)について策定しました。

5年を経過した現在までの進捗状況を伺います。

1点、構想の期間はおおむね10年とするとの計画を踏まえ、今後の保育所、幼稚園のあり方、幼保一元化の取組(構想)の策定がどこまで進んでいるのか伺います。

2点、延長保育等の保育サービスについて、低年齢児の対応、子育て支援センターの充実などについて伺います。

3、構想の中に岩江こども園の設置がスケジュールに盛り込まれています。第Ⅰ期で検討、第Ⅱ期、Ⅲ期で設置とのスケジュールが組まれておりますが、現在どこまで進んでいるのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

平成25年3月に策定した「三春町保育所・幼稚園のあり方(構想)について」の現在までの進捗状況についてですが、まず限りある財源や人材を効果的に活用するため、平成27年度に第1保育所に指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした保育サービスの向上に努めて参りました。また、1つ目の質問にお答えしたように、第2保育所についても指定管理者制度導入について、具体的な検討に入ったところであります。

次に、延長保育などの保育サービスについては、平成28年度より認可保育所における土曜日1日保育を実施するとともに、平成29年4月より第2保育所に併設されていた地域子育て支援センターを旧中央児童館建物に移転し、空きスペースを低年齢児の保育室に転用するなど、保育の充実に努めて参りました。

また、子育て支援センターについては、旧中央児童館に移転することにより、それまでの午前中のみ利用から午後3時までの利用が可能となり、在宅で育児をしている保護者の方々からの相談対応や親子同士の交流など、機能の充実に努めて参りました。

岩江こども園の設置につきましては、設置に向けた具体的な検討には至っておりません。今後、平成27年4月に開設された19名定員の民間小規模保育事業など、平成25年の構想策定時と異なる状況などを踏まえつつ、今後の岩江地区に適した保育・教育環境の整備について構想を取りまとめて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後1時13分)

平成30年9月11日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉	16 番 佐 藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

13 番 影 山 常 光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
建 設 課 長	宮 本 久 功		
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年9月11日（火曜日） 午後2時00分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第54号 財産の無償譲渡について

議案第55号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 議案第 57 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 議案第 58 号 平成 30 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 59 号 平成 30 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 60 号 平成 30 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 61 号 平成 30 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 62 号 平成 29 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
 議案第 63 号 平成 29 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 64 号 平成 29 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 65 号 平成 29 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 66 号 平成 29 年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 67 号 平成 29 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 68 号 平成 29 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
 議案第 69 号 平成 29 年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について
 議案第 70 号 平成 29 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
 議案第 71 号 平成 29 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 00 分）

○議長 開会に先立ち傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、予め議長の許可が必要になります。今回は申し出がありませんでしたので、録音・撮影はご遠慮願います。それでは、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第 1 により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

○議長 総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、9 月 3 日、第 1 委員会室において開会いたしました。

陳情事件第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

陳情者 田村市船引町船引字南町通 5 2

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会

議長 白岩 進一郎

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

必要不可欠な公共サービスが削減されることのないよう、政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確保を目指すことが必要である。

このためには、増大する地方自治体の財政需要に見合う地方一般財源総額の確保、急増する社会保障ニーズの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保、および地方財政措置、

地方交付税算定における「トップランナー方式」の廃止・縮小を含めた検討、公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保、国税から地方税への税源移譲の解決策の協議、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、地方交付税原資確保のための対象国税４税に対する法定率の引き上げ、自治体の基金残高を地方交付税に反映させないこと。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

討論があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

「陳情第５号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

○議長　お諮りいたします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、陳情第５号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

○議長　引き続き、付託陳情事件の委員長報告を求めます。文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件について、９月３日、３階会議室において開会いたしました。

なお、陳情案件は、町に対し学校給食費の無料化を求めるもの、県に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出を求めるもの、国に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出を求めるものであるため、３件同時に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

陳情事件第６号 学校給食費の無料化を求める陳情

陳情者　三春町御免町１７０－２
新日本婦人の会郡山支部さくら湖班
代表　伊藤　美代子

陳情事件第７号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情

陳情者　三春町御免町１７０－２
新日本婦人の会郡山支部さくら湖班
代表　伊藤　美代子

陳情事件第８号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情

陳情者　三春町御免町１７０－２
新日本婦人の会郡山支部さくら湖班
代表　伊藤　美代子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1 学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

以上について、教育次長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、陳情事件第6号については反対多数により不採択すべきものと決し、陳情事件第7号・8号については、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

○議長 陳情第6号について質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

陳情第7号について質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

陳情第8号について質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

○議長 これより討論を行います。

陳情第6号について討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君。

討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

ただいまの委員長報告は、不採択であります。

したがって、原案について伺います。本件陳情を採択とすることに賛成の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君)

陳情事件第6号に対し、賛成の立場で発言いたします。

親世代が収入の不安定な非正規労働者である割合が4割を超える中、子どもの貧困率も13.9%、7人に1人と言われ、教育に係る負担軽減が求められています。学校給食費を無料化するために、新たに6,000万円余りの町の予算が必要となるわけですが、子育てしやすい町として努力を求め、採択すべきと考えます。以上です。

○議長 次に、本件陳情を採択することに反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 6番鈴木利一君。

私は、この陳情について、反対の立場で討論したいと思います。

福島県内でも19にのぼる市町村が給食費の無料化並びに一部負担ということで実施をしております。しかし、我が三春町において、財政規模をみたときには、今現在、町の負担として約7,000万円が29年度で負担しているわけであります。

そこで、今三春町の子どもに対して、給食費あてはめますと、約1人当たり、55,000円くらいになってるわけでありますが、町全体で見ますと、今現在約7,000万、そして子

どもの保護者負担分が、今現在トータルで約6,600万円、6,700万円くらいの金額になるわけですが、それを合計しますと、年間に1億3,500万くらいの金額になるということです。今の町の財政を考えますと、これを恒久的に負担するということは、非常に難しいと判断します。

なお、要保護や準要保護の生徒に対する三春町の今現在負担している金額ですが、それぞれに800万、中学校に対しては500万、全体で見ましても1,300万からの要保護、準要保護の生徒に対する援助が現在しております。こういった観点からも、これ以上の学校給食費に対する町の負担は不可能と考えますので、この陳情については反対の立場で討論にしたいと思います。以上です。

○議長 次に、賛成討論はありますか。

ほかに討論はないようですので、以上で陳情第6号の討論を終結いたします。

○議長 陳情第7号について討論はありますか

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第8号について討論はありますか

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 「陳情第6号 学校給食費の無料化を求める陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

陳情第6号は、原案のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立1名) 5番 山崎ふじ子君

起立少数であります。

よって、陳情第6号は不採択とすることに決しました。

○議長 次に、「陳情第7号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情」を採決いたします。

お諮りいたします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

○議長 続いて、「陳情第8号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情」を採決いたします。

お諮りいたします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査

の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月31日に日程設定を行い、9月3日、4日、5日、6日、10日及び11日の7日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第54号 財産の無償譲渡について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成29年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

総務課長、財務課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第67号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今、委員長報告の中で、議案第62号の歳入歳出決算認定の部分で、決定認定ということの発言がありましたので、議案そのもの、歳入歳出決算認定でありますので、訂正を、議長発言でしておきたいと思います。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月31日に日程設定を行い、9月3日、4日、5日、10日及び11日の6日間第4委員会室において開会し、9月5日には現地調査も行いました。

議案第58号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 平成30年度放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成29年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第67号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第69号 平成29年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成29年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成29年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、8月31日に日程設定を行い、9月3日、4日、5日、6日、10日及び11日の7日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第58号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

子育て支援課長、住民課長、保健福祉課長、教育次長及び生涯学習課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第60号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成29年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

子育て支援課長、住民課長、保健福祉課長、教育次長及び生涯学習課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第63号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成29年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成29年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第66号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第67号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

子育て支援課長、住民課長及び教育次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第56号及び議案第57号の2議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第54号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第54号」を採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第55号」を採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

○議長 本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第56号」を採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり宮田美穂氏を教育委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第57号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第57号」を採決いたします。

本案は、適任ということでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、渡邊絹子氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定いたしました。

議案第58号「平成30年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

○議長 歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第58号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第59号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第60号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第61号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号「平成29年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款・項・目、ページ数を示してから質疑を願います。

○議長 歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第62号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第63号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第63号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第64号「平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

○議長 歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第64号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第65号「平成29年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

○議長 歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第65号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第66号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第66号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第67号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第67号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第68号「平成29年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

○議長 収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第68号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第69号「平成29年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

○議長 剰余金計算書、及び処分計算書(案)について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第69号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決、及び認定されました。

議案第70号「平成29年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

○議長 収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第70号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成29年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

○議長 収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第71号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、総務常任委員長より議案第72号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」、文教厚生常任委員長より議案第73号「福島県に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出について」、議案第74号「国に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出について」が、提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号の3議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第72号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○議長 総務常任委員長 本田忠良君。

○総務常任委員長 議案第72号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について
地方自治法第99条の規定により、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成30年9月11日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会委員長 本田忠良

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 お諮りいたします。

議案第73号「福島県に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出について」、議案第74号「国に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出について」は関連性がありますので、併せて議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

○議長 議案第73号、議案第74号を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員長 鈴木利一君。

○文教厚生常任委員長 案第73号「福島県に対し学校給食費の無料化を求める意見書」の提出について、議案第74号「国に対し学校給食費の無料化を求める意見書」の提出について、地方自治法第99条の規定により、「福島県に対し学校給食費の無料化を求める意見書」及び「国に対し学校給食費の無料化を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成30年9月11日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会委員長 鈴木利一
意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおり
であります。

平成30年9月11日 三春町議会議長 佐藤 弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長 初めに議案第73号について、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

次に議案第74号について、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより、案第73号「福島県に対し学校給食費の無料化を求める意見書」の提出
について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 次に、案第74号「国に対し学校給食費の無料化を求める意見書」の提出について
討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、関係機関に意見書を提出することに決しました。

(異議なしの声あり)

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生の各常任委員会委員長並びに議会運営委員会
委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調
査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事
項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、三春町町立学校再編等調査特別委員会、三春町広報広聴特別委員会の各

委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 ここで、町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長。

○町長 長い日程での9月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案の審査をしていただきまして、全議案認定、可決、同意をしていただきまして、本当にありがとうございます。審査の過程でいただきましたいろんなご意見等を踏まえて、しっかり取り組んで参りたいと考えていますので、これからもよろしくお願いを申し上げあいさつにいたします。ご苦労様でした。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成30年三春町議会9月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時53分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月11日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 橋 本 善 次

署 名 議 員 日下部 三 枝

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 5 4 号	財産の無償譲渡について	全 員	可決
議案第 5 5 号	三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 5 6 号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第 5 7 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適任
議案第 5 8 号	平成 3 0 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）について	全 員	可決
議案第 5 9 号	平成 3 0 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	可決
議案第 6 0 号	平成 3 0 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	可決
議案第 6 1 号	平成 3 0 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	可決
議案第 6 2 号	平成 2 9 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 6 3 号	平成 2 9 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 6 4 号	平成 2 9 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 6 5 号	平成 2 9 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 6 6 号	平成 2 9 年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 6 7 号	平成 2 9 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 6 8 号	平成 2 9 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 6 9 号	平成 2 9 年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について	全 員	可決及び認定
議案第 7 0 号	平成 2 9 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 7 1 号	平成 2 9 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 7 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	全 員	可決
議案第 7 3 号	福島県に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出について	全 員	可決
議案第 7 4 号	国に対し学校給食費の無料化を求める意見書の提出について	全 員	可決